

5 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加（令第6条の5第1項第2号関係）

従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物（令第2条の4第5号へ、チ（1）又はル（1）に掲げる廃棄物）のうち以下のものの処分又は再生を行う場合には、従来の特別管理産業廃棄物に係る処理基準に加え、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ水銀を回収することとし、その水銀回収方法を上記4（6）②の水銀含有ばいじん等の水銀回収方法と同じとする。

- ・ 鉱さい、ばいじん又は汚泥については、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該鉱さい、ばいじん又は汚泥1キログラムにつき1,000ミリグラム以上含有するもの
- ・ 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき1,000ミリグラム以上含有するもの

6 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加等（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）関係）

基準適合水銀処理物等を埋め立てた最終処分場について、一般的な維持管理基準及び廃止基準に加え、以下の基準を設けることとする。ただし、施行の際現に埋め立てられている基準適合水銀処理物等については、当該基準は適用されない（一般的な維持管理基準及び廃止基準が適用される）。

- ・ 維持管理基準として、埋め立てた基準適合水銀処理物等についての記録及び埋立位置を示す図面を最終処分場の廃止までの間、保存すること。
- ・ 基準適合水銀処理物を埋め立てた最終処分場又は基準適合水銀等処理物を埋め立てた管理型最終処分場の廃止基準として、当該基準適合水銀処理物等に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

また、基準不適合水銀処理物を埋め立てた最終処分場の技術上の基準、維持管理基準及び廃止基準を新たに設けることとし、それぞれ産業廃棄物の遮断型最終処分場の各基準に準ずることとする。ただし、施行の際現に埋め立てられている基準不適合水銀処理物については、当該基準は適用されない。

なお、基準不適合水銀等処理物を埋め立てた最終処分場については、産業廃棄物の遮断型最終処分場の各基準が適用される。

7 最終処分場における埋立後の状況の把握

水銀処理物又は水銀等処理物（以下「水銀処理物等」という。）を埋め立てた最終処分場における埋立後の状況を把握することにより、水銀処理物等の的確な管理を可能とするため、次の改正を行った。ただし、施行の際現に埋め立てられている水銀

処理物等については、当該改正は適用されない。

- ① 最終処分場の設置者は、埋立処分の終了の届出の際に、埋め立てた廃棄物に水銀処理物等が含まれる場合は、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出すること。また、水銀処理物等が埋め立てられている位置を示す図面を添付すること。本図面は、平面図及び断面図から構成されるものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の19の規定による廃棄物が地下にある土地の形質変更の際に、生活環境保全上の支障を生じさせないよう適切な対応を図るために必要な内容を含むものであること。（規則第5条の5、第5条の10及び第12条の11関係）
- ② 最終処分場の設置者は、最終処分場の廃止の確認の申請の際に、水銀処理物等が埋め立てられている場合は、その旨を記載した申請書を都道府県知事に提出すること。また、水銀処理物等が埋め立てられている位置を示す図面を添付すること。（規則第5条の5の2、第5条の5の2の2、第5条の10の2、第5条の10の2の2及び第12条の11の2関係）
- ③ 都道府県知事は、法第19条の11に規定する届出台帳に、埋め立てた廃棄物が水銀処理物等を含む場合は、当該水銀処理物等の量を記載すること。また、水銀処理物等が地下にある場合にあつては、届出台帳の図面に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加すること。（規則第15条の8関係）
- ④ 都道府県知事は、法第15条の18に規定する指定区域台帳の帳簿に、地下にある廃棄物が水銀処理物等を含む場合は、当該水銀処理物等の数量を記載すること。また、水銀処理物等が地下にある場合にあつては、指定区域台帳の図面に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加すること。（規則第12条の34関係）
- ⑤ 指定区域内において土地の形質変更を行おうとする者が都道府県知事に届出を行う際、地下にある廃棄物が水銀処理物等を含む場合は、届出書にその旨を記載し、当該水銀処理物等の位置を示す図面を添付すること。また、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。（規則第12条の35、第12条の36、第12条の38及び第12条の40関係）

8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の適正な処理を確保するため、次の①から③まで（関連する様式を含む。）に関して、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨の記載を行うこととする。

- ① 産業廃棄物の積替えのための保管場所の掲示板（規則第7条の3）
- ② 産業廃棄物処分等のための保管場所の掲示板（規則第7条の5）

- ③ 産業廃棄物保管基準（保管場所の掲示板）（規則第 8 条）
- ④ 委託契約に含まれるべき事項（規則第 8 条の 4 の 2）
- ⑤ 事業者の帳簿の記載事項（規則第 8 条の 5）
- ⑥ 産業廃棄物管理票の交付（規則第 8 条の 20）
- ⑦ 産業廃棄物管理票の記載事項（規則第 8 条の 21）
- ⑧ 産業廃棄物管理票交付者の報告書（規則第 8 条の 27）
- ⑨ 管理票交付者が講ずべき措置（規則第 8 条の 29）
- ⑩ 情報処理センターへの登録手続（規則第 8 条 31 の 2）
- ⑪ 情報処理センターへの登録事項（規則第 8 条の 32）
- ⑫ 情報処理センターによる報告（規則第 8 条の 36）
- ⑬ 電子情報処理組織使用事業者の報告（規則第 8 条の 38）
- ⑭ 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（規則第 9 条の 2）
- ⑮ 産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第 9 条の 3）
- ⑯ 産業廃棄物収集運搬業許可証（規則第 10 条の 2）
- ⑰ 産業廃棄物処分業の許可申請書（規則第 10 条の 4）
- ⑱ 産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第 10 条の 4 の 2）
- ⑲ 産業廃棄物処分業許可証（規則第 10 条の 6）
- ⑳ 承諾に係る書面の記載事項（規則第 10 条の 6 の 6）
- ㉑ 再委託できる場合（委託契約に含まれるべき事項等）（規則第 10 条の 7）
- ㉒ 処理業者の帳簿の記載事項（規則第 10 条の 8）
- ㉓ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（規則第 10 条の 9）
- ㉔ 産業廃棄物処理業変更の届出等（規則第 10 条の 10）
- ㉕ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第 10 条の 12 の 2）
- ㉖ 特別管理産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第 10 条の 16 の 2）
- ㉗ 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（規則第 11 条）
- ㉘ 産業廃棄物処理施設の許可証（規則第 12 条の 5）
- ㉙ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（規則第 12 条の 9）
- ㉚ 廃棄物輸入許可申請書（規則第 12 条の 12 の 20）
- ㉛ 廃棄物輸入報告書（規則第 12 条の 12 の 21）
- ㉜ 産業廃棄物輸出確認申請書（規則第 12 条の 12 の 25）
- ㉝ 産業廃棄物輸出報告書（規則第 12 条の 12 の 26）

なお、上記④について、施行の際現に締結されている委託契約書については、当該契約の更新までの間は、従前の例によることとし、次の更新の際に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載すること。また、自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を規定することが望ましい。

9 その他

(1) 水銀処理物に係る情報の伝達

水銀処理物の適正な管理を可能とするため、次の①から④までに関して、当該一般廃棄物に水銀処理物が含まれる場合は、その旨の記載を行うこととする。

- ① 一般廃棄物の積替えのための保管場所の掲示板（規則第1条の5）
- ② 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が備えるべき帳簿の記載事項（規則第2条の5）
- ③ 一般廃棄物輸出確認申請書（規則第6条の27）
- ④ 一般廃棄物輸出報告書（規則第6条の28）

(2) 特別管理一般廃棄物である廃水銀の処理に係る例外規定（規則第1条の9及び第1条の13関係）

特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合並びに積替えの場所及び保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合として、特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を追加する。

(3) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処理に係る例外規定（規則第8条の6、第8条の9及び第8条の11関係）

特別管理産業廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合並びに積替えの場所及び保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合として、以下の①から③までの場合を追加する。

- ① 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ② 特別管理産業廃棄物である基準不適合廃水銀等処理物と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ③ 特別管理産業廃棄物である基準適合廃水銀等処理物と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

(4) 特別管理一般廃棄物の処理を業として行うことができる者の追加（規則第10条の20関係）

特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び規則第10条の20第1項に掲げる者のうち、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分をそれぞれ行うことができることとする。

(5) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の

追加（規則第 12 条の 7 の 16 及び第 12 条の 7 の 17 関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例として遮断型最終処分場において一般廃棄物である基準不適合水銀処理物を処分する場合及び管理型最終処分場において一般廃棄物である基準適合水銀処理物を処分する場合（いずれも特別管理産業廃棄物である廃水銀等処理物の処分の許可を持つ施設に限る。）を追加する。

併せて、上記の場合において、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出について、届出事項のうち、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量に水銀処理物の処理量を追加する。

また、上記届出に対する受理書の記載事項のうち、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類に水銀処理物を処理する旨を追加する。

(6) 基準不適合水銀処理物の最終処分場に係る関連規定

維持管理の状況に関する情報を公表する一般廃棄物処理施設の種類の、基準不適合水銀処理物の最終処分場を追加し、公表する事項については、産業廃棄物の遮断型最終処分場に準ずることとともに（規則第 4 条の 5 の 2、第 4 条の 5 の 3、第 5 条の 6 の 2 及び第 5 条の 6 の 3 関係）、維持管理に関する記録及び閲覧をする一般廃棄物処理施設の種類の、基準不適合水銀処理物の最終処分場を追加し、記録する事項については、産業廃棄物の遮断型最終処分場に準ずることとする。（規則第 4 条の 6、第 4 条の 7、第 5 条の 6 の 4 及び第 5 条の 6 の 5 関係）

また、維持管理積立金の積立てを義務づけられている特定一般廃棄物最終処分場から基準不適合水銀処理物の最終処分場を除外し、基準不適合水銀処理物の最終処分場について、維持管理積立金の積立てを不要とする。（規則第 4 条の 8 関係）

(7) 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のものの再生又は処分の方法

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成 11 年厚生省告示第 148 号）第 4 号において、蛍光管のうち水銀又はその化合物を含むものについての再生又は処分の方法として、破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについて、同号イ（2）の薬剤処理方法又は同号イ（3）のばい焼により水銀ガスを回収する方法のいずれかの方法により処理することとされているところ、以下のとおり改めることとする。

- ① 同号イ（2）の薬剤処理方法については、同号イ（1）の破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについて、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該汚泥又はばいじん 1 キログラムにつき 1,000 ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんを処理する場合を除くこととする。
- ② 同号イ（3）の水銀回収方法は上記 4（6）②の水銀含有ばいじん等の水銀回収方法と同じとする。

(8) 廃水銀等の対象の改正（規則第 1 条の 2 第 5 項関係）

特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設（規則別表第1に掲げる施設）を以下のとおり改めることとする。

- ① 水銀を回収することを主目的とする施設に限定しないことを明確化するため、規則別表第1の第1号中「水銀を回収するための施設」を「水銀を回収する施設」に変更する。
- ② 規則別表第1に以下の施設を追加する。
 - ・ 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
 - ・ 保健所
 - ・ 検疫所
 - ・ 動物検疫所
 - ・ 植物防疫所
 - ・ 家畜保健衛生所
 - ・ 検査業に属する施設
 - ・ 商品検査業に属する施設
 - ・ 臨床検査業に属する施設
 - ・ 犯罪鑑識施設

また、規則第1条の2第5項第2号「水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」を「水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」に変更する。産業廃棄物に限らず、水銀を含む有価物や排ガス等から回収した廃水銀は特別管理産業廃棄物の対象となる。

(9) 既存の廃水銀等の硫化施設に関する経過措置（改正政令附則第2条関係）

施行の際現に令第7条第10号の2に掲げる廃水銀等の硫化施設を設置している者は法第15条第1項の許可を受けたものとみなす。許可を受けたとみなされた者は、施行から3月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

なお、本規定により法第15条第1項の許可を受けたとみなされた施設は、施設の改善命令（法第15条の2の6）等の規定が適用される。

(10) 産業廃棄物処理業に係る許可の取扱いについて

産業廃棄物収集運搬業者であって、施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている者は、改正政令の施行をもって許可の変更を伴わない。ただし、取り扱う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むことを許可証に明記するよう改正を行ったところであり、積替え又は保管を行う場合に取り扱う産業廃棄物を明確にするため変更の届出を求めるなど適切な指導を行うよう努められたい。

別表1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正に伴い制定された環境省令及び環境省告示

- ・ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 11 号）
- ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 12 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成 29 年環境省令第 13 号）
- ・ 水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法（平成 29 年環境省告示第 51 号）
- ・ 金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準の一部を改正する告示（平成 29 年環境省告示第 52 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 29 年環境省告示第 53 号）
- ・ 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する告示（平成 29 年環境省告示第 54 号）
- ・ 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 29 年環境省告示第 55 号）
- ・ 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 29 年環境省告示第 56 号）
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成 29 年環境省告示第 57 号）

別表2 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず

水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

注) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)第13条並びに第14条第1項及び第2項の規定に基づく、新用途水銀使用製品命令第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、以下の製品が産業廃棄物となったもの。

(右欄に×印が付された製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品は水銀使用製品産業廃棄物の対象外。ただし、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている場合を除く。)

1	水銀電池		19	顔料	×
2	空気亜鉛電池		20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	21	灯台の回転装置	
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	23	水銀抵抗原器	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	24	差圧式流量計	
7	農薬		25	傾斜計	
8	気圧計		26	周波数標準機	×
9	湿度計		27	参照電極	
10	液柱形圧力計		28	握力計	
11	弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	×	29	医薬品	
12	圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	×	30	水銀の製剤	
13	真空計	×	31	塩化第一水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		32	塩化第二水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	33	よう化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		34	硝酸第一水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		35	硝酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			37	酢酸フェニル水銀の製剤	
			備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。		

別表3 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの

- 1 スイッチ及びリレー
- 2 気圧計
- 3 湿度計
- 4 液柱形圧力計
- 5 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)
- 6 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)
- 7 真空計
- 8 ガラス製温度計
- 9 水銀充満圧力式温度計
- 10 水銀体温計
- 11 水銀式血圧計
- 12 灯台の回転装置
- 13 水銀トリム・ヒール調整装置
- 14 差圧式流量計
- 15 浮ひょう形密度計
- 16 傾斜計
- 17 積算時間計
- 18 ひずみゲージ式センサ
- 19 電量計
- 20 ジャイロコンパス
- 21 握力計